

施設等利用給付認定（２・３号）申請のしおり

【はじめに】 「預かり保育事業」「認可外保育施設」「一時預かり事業」「病児保育事業」「子育て援助活動支援事業」の利用料無償化の対象になるためには、**施設等利用給付認定（２・３号）**の申請手续が必要です。しおりをよく読んでお申し込みください。

※認定を受けなくても、事業の利用はできますが、無償化の対象となりません。

【対 象 者】 ２号認定・・・保育の必要性がある ３歳児クラスから ５歳児クラスまで の子ども
３号認定・・・保育の必要性がある ０歳児クラスから ２歳児クラスまで の住民税非課税世帯の子ども
【申込期間】 無償化を希望する月の前月まで（土・日・祝日を除く。）

【申 込 先】 大村市こどもセンター（受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 1 5 分まで）
<住所> 〒856-0832 大村市本町 413-2 <電話番号> 0957-54-9100

【提出する書類について】

①認定申請書（子育てのための施設等利用給付第 2・3 号認定・変更申請書）

無償化の申込みをすることができるのは、保護者のいずれもが下表の「保育を必要とする理由」の①～⑩のいずれかに該当する場合です。父・母それぞれの「保育の利用を必要とする理由」ごとに、必要書類を提出してください。

保育を必要とする理由	無償化対象期間	必要書類
① 就労 月 6 0 時間以上の就労（フルタイムのほかパートタイムや居宅内労働をしている場合を含む。）	就労が継続している間 （育児休業中は除く。）	☐ 会社等に勤務している場合 → 就労証明書 ☐ 法人の代表者→就労証明書及び法人指定番号通知書の写し又は履歴事項全部証明書の写しなど ☐ 自営業又は親戚が経営する店舗等で勤務している場合 → <u>就労証明書 及び 確定申告書</u> （第 1 表・第 2 表）の写し又は 自営業の開業届（税務署提出分） 自営業専従者確認書類→確定申告書の写しなど 親族経営で雇用者確認書類→源泉徴収票など
② 妊娠・出産 児童の母親が出産予定日 2 か月前の月初めから、産後 8 週までの状態	産後 8 週を経過する日の翌日が属する月の末まで	☐ 母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日がわかるページ）
③ 疾病・障害 保護者が疾病等で入院している場合や障害をもっている場合	疾病等が回復するまで	次のうちの、いずれか 1 つ ☐ 診断書 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳
④ 介護・看護 同居又は長期入院等している親族の介護・看護が常時必要である場合	介護・看護の必要がなくなるまで	☐ 病状・看護申立書 ☐ 被介護者又は被看護者の診断書又は手帳
⑤ 災害復旧 地震・火災・風水害等の災害復旧に当たっている場合	復旧が終了するまで	☐ り災証明書等
⑥ 求職活動 就労する意思があり、求職活動等に専念している場合	認定開始日から 9 0 日を経過する日が属する月の末まで	☐ 求職カード（ハローワークカード）
⑦ 就学・職業訓練 保護者が大学等に在籍している場合や職業能力訓練を受けている場合	在学・訓練期間中	☐ 在学証明書 ☐ 授業・講義のカリキュラムがわかるもの
⑧ 児童虐待・DV 児童虐待・DV を防止するために必要な場合	必要と認められる期間	☐ 配偶者からの暴力被害者の保護（保護命令）に関する証明書等
⑨ 育児休業（利用中の児童のみ利用可） 育児休業をする際に、すでに無償化対象施設を利用している児童がいて、継続利用が必要な場合	必要と認められる期間	次のうちの、いずれか 1 つ ☐ 就労証明書 ☐ 育児休業証明書
⑩ その他 上記に類する状態として市が認める場合	必要と認められる期間	☐ 市が必要と認める書類（各事由ごと）

※必要に応じて追加の書類を提出していただく場合があります。

※単身赴任等により、住民票の住所が子どもの住所と別になっている方は、認定に必要な関係書類は不要です。

②税額判定関係書類

3号認定で下記に該当する対象者は、必要書類を提出してください。

(両方に該当する場合は、各々の必要書類を提出してください。)

対象者	必要書類
令和5年1月1日時点 で大村市外に在住していた保護者	次のうちの、いずれか1つ 【令和5年度分】 ○市民税決定通知書 ^(※1) ○市町村民税課税(非課税)所得証明書 ^(※2)
令和6年1月1日時点 で大村市外に在住していた保護者	次のうちの、いずれか1つ 【令和6年度分】 ○市民税決定通知書 ^(※1) ○市町村民税課税(非課税)所得証明書 ^(※3)

※1 会社等から配布される通知書です。源泉徴収票ではありませんので、ご注意ください。

※2 令和5年度市町村民税課税(非課税)所得証明書は、令和5年1月1日時点において在住していた自治体で取得できます。

※3 令和6年度市町村民税課税(非課税)所得証明書は、令和6年1月1日時点において在住していた自治体で、主に令和6年6月中旬以降に取得できます。

【送付される書類について】

認定証(施設等利用給付2・3号認定証)

認定申請書により認定が決定すると「施設等利用給付2・3号認定証」を交付します。大切に保管してください。

なお、原則として、受付から30日以内に交付しますが、審査に時間を要した場合は1か月以上かかることがあります。特に、年度初日(4月1日)の一斉認定は、認定事務が集中するため、交付までに2～3か月を要する場合があります。

< 認定内容の変更・取消 >

認定後に以下のような世帯状況の変更があった場合は、必ず大村市こどもセンターにご連絡ください。

○児童・保護者の氏名や住所の変更 ○離婚や結婚による世帯員の増減 ○保護者の転職・離職

申請された「保育の利用を必要とする理由」に該当しなくなった場合には、認定を取り消されることがありますのでご注意ください。認定を取り消されると、無償化の対象外となります。

【対象施設】 市内の対象施設は一覧のとおりです。 ※子育て援助活動支援事業の対象施設はありません。

区分と対象施設			無償化の内容
預かり保育事業			【2号認定】 利用日数×日額上限 450 円 まで無償(月額上限 11,300 円) ※【3号認定(満3歳児以上)】 月額 16,300 円を上限に無償
放虎原こども園	認定こども園昊天宮保育園	認定こども園たんぽぽ園	
かめりあ こども園	ひまわり認定こども園	くじら認定こども園	
認定こども園わんぱくはうす	認定こども園すずたこども園	フォルテ認定こども園	
認定こども園キッズランド	いけだ認定こども園	長崎星美幼稚園	
向陽幼稚園	大村聖母幼稚園	ふるまちこども園	
福重みょうせんじこども園	エミー認定こども園	たけまつこども園	
松原リトルフォレストこども園	新城認定こども園		
認可外保育施設			
長崎医療センターくすみ保育園	ヤクルト大村サービスセンター託児室	ヤクルト諫早サービスセンター託児室	
長崎星美保育事業(ピッコリーニ)	産後ケアつむぎ(居宅訪問)		
一時預かり事業			【2号認定】 全体で 月額 37,000 円を上限に 利用料無償 ※【3号認定】 月額 42,000 円を上限に無償
萱瀬保育園	植松保育園	三浦保育園	
松原リトルフォレストこども園	常盤保育園	諏訪保育園	
ゆりかご保育園	たけまつこども園	小規模保育所とみのほら保育園	
認定こども園昊天宮保育園	ひまわり認定こども園	光と緑の園向陽寮	
光と緑の園乳児院	千木の森やまびこ保育園	小規模保育園キッズホーム	
病児保育事業			
野口内科こども医院	田川小児科	さわ小児科	
ばれっと保育園			
ファミリー・サポート・センター事業			
大村市ファミリー・サポート・センター			

※無償化の対象施設となるためには、一定の基準を満たす必要があります。施設の実施内容によっては無償化の対象施設とならない場合があります。予めご了承ください。